

今年度第1号となる担い手通信を情報満載でお届けします。どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年度第1回奥州市農業再生協議会通常総会

奥州市農業再生協議会の第1回通常総会を5月20日（月）奥州市役所において開催しました。令和5年度事業報告及び収支決算、令和6年度事業計画及び収支予算、令和6年度奥州市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンを協議し、議決されました。

令和6年度事業の概要は次のとおりです。

(1) 経営所得安定対策の推進

生産性の高い水田農業の確立を支援するため、経営所得安定対策の周知、加入促進等を行う。

(2) 担い手の育成・確保

認定農業者等担い手の育成・確保に向けて、農業経営の改善・能力向上のための支援、法人化のための支援等を行う。担い手通信を発行し、担い手の経営発展等を目的とした情報提供、組織化の推進を図るための普及啓発、経営所得安定対策等の各種制度の周知等、各種情報について、メールやホームページの活用を推進する。

(3) 需要に応じた米生産の推進

奥州市水田農業の推進方針の進捗管理を行い、推進方針に基づき、主食用米の生産目安の提供を行う。

(4) 畑地化促進事業の推進

水田を畑地化して畑作物を本作化する農業者のため、畑地化促進事業の情報を収集し、周知を図る。

(5) 農地集積対策の推進

関係機関と連携し、地域・集落における地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実践を支援し、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積・集約を推進する。

(6) 産地パワーアップ事業等の推進

関係機関と連携し、作業の省力化や担い手の確保に資する産地パワーアップ事業計画を策定し、地域内における農作物の生産振興及び国産麦・大豆の安定供給のための生産基盤強化を図る。

(7) その他、市農業振興のために必要な事業の推進

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583 【直通】

経営所得安定対策の交付申請を忘れずに！

経営所得安定対策は、水田農業などに携わる農家の皆さんの経営安定を図るために、転作作物及び畑作物（麦、大豆、そば、なたね）への交付金と、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための対策を実施しています。

奥州市農業再生協議会から、水稻生産実施計画書などの申告内容に基づき、5月21日に対象者に交付申請書を送付しています。再生協議会から東北農政局への提出期限が7月1日となりますので、交付申請書に同封している受付日程に従って手続きを行ってください。

※ 畑のみで畑作物（麦、大豆、そば、なたね）を作付けし、販売する予定の方で、昨年度に交付申請をしていない場合や、作付した作物が自家用野菜や米のみ（ナラシ申請対象者以外）の方は、交付申請書が送付されません。交付を希望される場合は、東北農政局岩手県拠点、市役所農政課、各JAまでご連絡ください。申請手続きについてご説明いたします。

○お問い合わせ先

- ・東北農政局岩手県拠点 TEL 019-624-1129 ・奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583【直通】
- ・岩手ふるさと農業協同組合営農企画課 TEL 41-5208 ・岩手江刺農業協同組合営農振興課 TEL 31-1321

先進的農作物導入支援事業令和6年度（追加分）募集について

市では、農家の所得増加、農業の多角化や新たな産地化につなげることを目的として、先進的な園芸作物の作付、先駆的な栽培方法を市内で実施しようとする方への支援事業を実施しています。

令和6年度における、1次募集（令和5年中に申請のあったもの）の結果、2件が採択となり、事業を開始しています。

採択事業名：「ピーカンナッツの栽培」、「アロニアの栽培」

今回、令和6年度事業の追加募集を行います。

募集情報等については、市ホームページ等でお知らせします。申請をお考えの方は、ホームページからダウンロード又は本庁農政課に設置の申請書類に必要事項をご記入のうえ、令和6年6月27日（木）までに農政課窓口に提出、又は同日までに必着するよう郵送して下さい。



〈参考〉

【市ホームページQRコード】

【対象者】

市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所等を有する法人若しくは団体で、市内で補助対象作物の作付を実施する者

【補助要件】

- ・市内で作付がない又は定着しておらず、将来的に所得の増加に繋がる野菜や果樹の作付に取り組むこと、又は市内で実践されていない園芸に係る栽培技術に取り組むこと。
- ・取り組む品目の作付面積が原則 10a 以上 であること。
- ・野菜は3年間、果樹は5年間、その品目の作付を継続する計画があること。

【補助対象経費】

先進的な野菜や果樹の作付や先駆的な栽培方法の実践に係る経費のうち、種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、研修費、地代・賃借料の全額を補助します。（一部補助制限あり）

作付品目が野菜の場合は250万円、果樹の場合は120万円が補助上限となります。

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583【直通】

熱中症にご注意！！ 農作業事故を防ぎましょう！

市では、「ひと休み 急がば回れ 農作業 ゆとり忘れず 安全管理」をスローガンに、農作業事故防止を呼びかけています。これから迎える盛夏の時期は、特に熱中症予防対策が必要です。令和5年に岩手県で熱中症によって緊急搬送された人数は1,280人となっており、中でも外作業の多い農家の皆様は熱中症になる危険性が比較的高いです（総務省：令和5年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況より）。十分な対策と情報収集を行いながら、農作業中の事故を未然に防ぎましょう。

■農作業中の熱中症予防

- ・日中の気温の高い時間帯を外して作業を行いましょう。
- ・作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましょう。
- ・熱中症予防グッズを活用しましょう。
- ・単独作業を避けましょう。
- ・高温多湿の環境を避けましょう。



○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583【直通】

令和6年度おうしゅう地域資源活用事業補助金

市内農林畜産物の地域資源を活用した取組を支援します

奥州市6次産業化・地産地消推進協議会では、市内農林畜産物の地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発に対して支援を行います。

1 対象者（次のいずれかに該当すること）

- ① 農林業者
- ② 令和7年2月15日までに市内で起業する方（中小企業者等は対象外）

2 事業内容

奥州市産農林畜産物を活用した、新たな商品・サービスの開発に係る機械・設備の購入及び設置工事に対する支援

3 補助率及び補助金額の上限

事業費の1/2以内で、**最大50万円**を補助

4 補助対象経費例

機械、設備の購入及び設置工事費に係る経費で、事業に密接に関わるもの

- ・加工品を冷凍販売するための急速冷凍機
- ・農家が焼き芋を販売するための焼き窯
- ・農家レストランのシンク、給湯器の購入・設置費用
- ・移動式農家レストランを行うためのキッチンカーの調理器具設置費用

5 補助対象外経費

- ① 従前の奥州市6次産業化推進事業補助金も含め、補助を既に受けている同一の商品・サービスに係る経費
- ② 補助金交付契約前に購入または契約したもの
- ③ 既に導入している機械及び設備の取壊し及び撤去に係る経費
- ④ 消耗品や汎用性が高く、対象事業以外にも利用できる物品（パソコン、車両など）

6 事業の流れ



7 相談受付

- ・当事業に関する事前相談は、下記問い合わせ先で受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

8 令和5年度の採択事業者

- ・事業者名：及川健児様（ミズサキノート）
- ・事業内容：増築に伴いテイクアウトやカフェ来店者の増加を見込み、冷蔵設備の購入及び設置

○お問い合わせ先

- ・奥州市6次産業化・地産地消推進協議会（奥州市農政課食農連携推進室内）TEL 34-1587【直通】

電気柵設置経費を補助します

有害獣による農作物等への被害を防止するため、農地等に電気柵を設置する農家の方に、電気柵設置に要する経費の一部を補助します。

- 1 対象者 …農家【業として農業、林業または畜産業を営む個人】
- 2 補助対象…奥州市内の農地等に設置する電気柵の資材費
- 3 補助率 …資材購入費の2分の1以内（上限5万円） ※1,000円未満切捨
- 4 申請方法

次の書類を市鳥獣被害防止総合対策協議会（市農地林務課農村保全係内）に提出してください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②施工位置図（電気柵の設置箇所が分かる図面）
- ③資材内訳書（資材品名、規格、数量、単価及び金額の確認ができるもの）
- ④領収書等（購入金額の確認ができるもの）
- ⑤通帳の写し（振込先の確認ができるもの）
- ⑥設置状況写真（設置箇所全体と導入資材の確認ができるもの）
- ⑦出荷伝票等の写し（販売用作物であることを確認できるもの）

- 5 注意事項 …当事業は予算の範囲内で行われます。

○お問い合わせ先

・奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会（奥州市農地林務課農村保全係内） TEL 34-1764 【直通】

狩猟免許取得経費を補助します

農作物の有害鳥獣被害を防止するため、新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣の捕獲に協力いただける人を対象に、取得経費を補助します。

- 1 対象者…市内に住所がある方で、次のいずれかに該当する人
 - ▶狩猟免許…新たに「第一種狩猟免許」と「猟銃の所持許可」を取得し、市鳥獣被害対策実施隊で事業に従事する人
 - ▶わな猟免許…新たに「わな猟免許」を取得し、市鳥獣被害対策実施隊で事業に従事する人
- 2 補助対象及び補助率

対象経費	補助率（補助上限）※1,000円未満切捨
狩猟免許の取得経費	経費の10分の10以内
狩猟等所持許可証の取得経費	経費の10分の10以内
狩猟者登録に必要な経費	経費の10分の10以内
猟銃などの購入経費	経費の2分の1以内（上限10万円）
わなの購入経費	経費の2分の1以内（上限5千円）

- 3 申請方法…取得経費の領収書をご準備のうえ問い合わせ先にご相談ください。
- 4 申請期限…令和7年1月31日（金）
- 5 注意事項…当事業は予算の範囲内で行われます。

○お問い合わせ先

・奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会（奥州市農地林務課農村保全係内） TEL 34-1764 【直通】

いわて農業経営相談センター

いわて農業経営相談センターは農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題に対応していくため、関係機関・団体と連携して農業経営に関する相談体制を整備し、農業者の経営発展等の促進を図ることを目的に設置されています（事務局：JA岩手県中央会）。

○現地支援チームとその活動

- ・胆江地方農林業振興協議会（※1）では、相談センターの現地支援チームを設置し、重点支援対象者の経営課題の相談対応等などの支援活動を行っています。
- ・令和5年度は、重点支援対象者22経営体に対し、栽培技術に関する相談や法人化、労務管理の改善等の相談や専門家派遣（税理士、社労士、中小企業診断士）の支援を行いました。

※1 奥州市、奥州市農業委員会、JA岩手ふるさと、JA江刺、土地改良区等の団体、県南広域振興局農政部等で構成される協議会

○相談の流れ

- ・相談及び専門家の派遣は無料ですが、支援を受けるためには重点支援対象者になる必要があります。
- ・重点支援対象者としての支援や専門家派遣をご検討の場合は、現地支援チームにご相談ください！

※専門家派遣は、相談までは無料、税務申告や就業規則の作成などの個別対応については有料

○現地支援チームや経営相談に関するお問い合わせ先

- ・胆江地方農林業振興協議会地域振興部会担い手育成支援班事務局
（奥州農業改良普及センター経営指導課 TEL 35-8451・地域指導課 TEL 35-6741）
- ・奥州市農林部農政課農政係 TEL 34-1582（直通）
- ・JA岩手ふるさと営農企画課 TEL 41-5208 及び各地域センター営農経済課
- ・JA江刺営農振興課 TEL 35-0211（代表）

農業を始める前に、まず相談を！

就農相談窓口の日 開設日

毎月第2木曜日【6/13、7/11、8/8、9/12、10/10、11/14、12/12、1/9、2/13、3/13】

～後継ぎやご近所で農業を始めたい方へ、就農相談窓口の日をご紹介します～

- ・場 所：奥州地区合同庁舎江刺分庁舎 3階 第2会議室
- ・時 間：1回目：10:00～ 2回目：13:30～ 3回目：15:00～
- ・申 込：相談日の3日前までに普及センターへお申し込みください。

※偶数月（6/13、8/8、10/10、12/12、2/13）は、オンライン相談も受け付けております。
オンライン相談を御希望の方は、相談日の10日前までにお申し込みください。

○お問い合わせ・申込先

奥州農業改良普及センター（担当 菅原・岩間） TEL 35-6741 / FAX 35-6303

家族経営協定で元気な農業経営！

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人一人の役割、就業環境等について、家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。また締結後は、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。家族にぴったりのルールづくりで、元気な農業経営、日々の生活に活かしてみませんか。

○ 家族経営協定を締結するメリット

- 1 経営理念や方針を共有することで、家族全員の経営意識向上につながる
- 2 役割分担や休日、給与配分等を明確にすることで農業経営の改善効果が期待できる
- 3 後継者へのスムーズな経営移譲の準備ができる
- 4 農業政策上の各種制度の活用が可能になる



○ 家族経営協定の締結農家数（死亡等により履行できない場合を除く）

	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年
岩手県全体	2,081 戸 (暫定)	2,022 戸	2,049 戸
奥州市	187 戸	183 戸	183 戸

よりよい農業経営を継続していくために、家族経営協定を締結しましょう。また、一度締結した協定は、その時の家族や経営の実態に合わせて、定期的に見直しましょう。

（見直しは5年毎程度がおすすめです）



○ お問い合わせ先

- ・奥州市農業委員会事務局 TEL 34-1753（直通）
- ・奥州農業改良普及センター 地域指導課 TEL 35-6741

●お問い合わせ先

奥州市農林部農政課 担当（水 田）：岩渕、佐藤（雄） 【直通】TEL 34-1583
 【代表】TEL 24-2111 担当（担い手）：石川、千田 【直通】TEL 34-1582

●奥州市農業再生協議会の主な構成団体（お問い合わせ先）

奥州市農林部	TEL 24-2111	FAX 24-1992
奥州市農業委員会	TEL 24-2111	FAX 24-1992
県南広域振興局農政部	TEL 22-2841	FAX 22-6194
奥州農業改良普及センター	TEL 35-6741	FAX 35-6303
岩手ふるさと農業協同組合	TEL 41-5208	FAX 41-5209
岩手江刺農業協同組合	TEL 31-1321	FAX 35-0210
胆江地方土地改良区理事長協議会	TEL 31-1055	FAX 31-1058
岩手県農業共済組合県南基幹センター	TEL 25-6631	FAX 22-3256